

第57号議案

なかま夢応援奨学基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

なかま夢応援奨学基金条例

(設置)

第1条 将来の夢の実現に向かって大学で修学することを応援するため、中間市在住で経済的な理由により大学の修学が困難な者に対して奨学金を給付することを目的として、なかま夢応援奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の奨学金に充てることを希望して寄附された寄附金に相当する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため必要な場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。